

令和8年度

岡山県原子力立地給付金交付事業者公募要領

(この公募は、令和8年度予算の成立を条件に募集の手続きを行うものである。)

〔公募期間〕

令和8年3月2日(月)～令和8年3月18日(水)

〔公募締切〕

令和8年3月18日(水)午後5時

〔受付方法〕

郵送(必着)、電子メール又は持参

持参による場合の受付時間は、週休日及び祝祭日を除く日の午前9時から午後5時まで

〔応募書類提出先・問い合わせ先〕

岡山県県民生活部中山間・地域振興課 新都市・地域整備班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

(電話) 086-226-7268

(FAX) 086-224-6195

(メール) chusankan@pref.okayama.lg.jp

令和8年3月

岡山県

目次

I. 公募内容

1. 制度の概要
2. 事業内容について
3. 補助対象経費及び補助率
4. 事業実施期間
5. 応募資格
6. 公募期間
7. 応募書類の提出
8. 審査
9. 補助事業者の義務等
10. その他

II. 事業内容

1. 原子力立地給付金交付事業の内容

III. 業務内容

1. 交付申請
2. 第1回概算払
3. 原子力立地給付金の交付
4. 変更交付申請
5. 現地調査
6. 第2回概算払
7. 実績報告
8. 確定検査
9. 補助金額の確定及び過払補助金の返納
10. 過年度補助金の返還
11. 通年業務
12. その他

別紙資料

別紙資料1 過去3年間の実績

別紙資料2 岡山県原子力発電供用施設一覧

IV. 応募書類様式

- (様式第1号) 応募書
- (様式第2号) 応募者概要
- (様式第3号) 事業実施計画書
- (様式第4号) 事業収支計画書

I. 公募内容

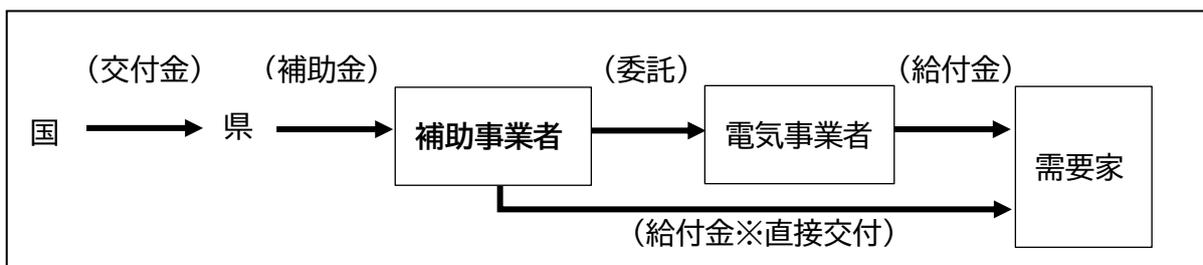
1. 制度の概要

(1) 原子力立地給付金交付事業の概要について

原子力立地給付金交付事業は、国の「電源立地地域対策交付金交付規則」（以下「交付規則」という。）に基づき、原子力発電施設等が立地する市町村及びその周辺地域において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者又は同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者（以下「電気事業者」という。）から電気の供給を受けている者（以下「需要家」という。）に対して、国から都道府県を通じて給付金を交付する事業（以下「交付事業」という。）である。

本県では、「岡山県原子力立地給付金交付事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、原子力立地給付金の交付事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して補助金を交付することとしており、この公募では、令和8年度の補助事業者を募集する。

<交付事業の流れ>



(2) 通 則

交付事業は、次の法令、通達及び要綱（以下「関係法令等」という。）の定めにより実施する。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ・特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）
- ・特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）
- ・電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年2月6日文部科学省経済産業省告示第2号）
- ・電源立地地域対策交付金の運用について（通達）（16文科開第951号平成16・09・24資庁第3号）
- ・岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）
- ・岡山県原子力立地給付金交付事業補助金交付要綱（平成元年4月1日施行）

2. 事業内容について

補助事業者は、交付規則・交付要綱等に基づき事業を実施する。

「II. 事業内容」および「III. 業務内容」のとおり

3. 補助対象経費及び補助率

(1) 原子力立地給付金（補助率：10／10）

交付対象需要家に交付する給付金の額。ただし、交付限度額の範囲内かつ県の予算の範囲内とする。

(2) 一般事務費（原子力立地給付金額の3.5%以内）

交付事務に要する次の費用

費目	内容
a. 人件費	交付事務に係る人件費
b. 旅費	業務打合せ、現地調査等の旅費
c. 会議費	会議室使用料 等
d. 印刷費	事業報告書、パンフレット作成 等
e. 消耗品費	文房具、用紙費（給付金受領書、給付金振込通知書、振込口座確認通知書、給付金交付管理票等） 等
f. 通信運搬費	郵便料金、宅配料金、PR資料配布等に関する費用 等
g. 振込・給付金 交付手数料	金融機関に支払う振込手数料、郵便振込・郵便振替払出手数料等
h. 事務機・電算 機処理費	資料保管料（貸倉庫）、パソコンリース料、交付事務に係る電子計算機システムの使用リース料 等
i. システムプロ グラム開発費	プログラム開発等のソフトウェア作成費
j. 委託費	交付事務のうち、電気事業者に委託する費用（a～iのうち電気事業者に委託するもの）
k. 諸経費	その他交付事務に必要な経費

(3) 消費税額の取扱いについて

事業収支計画書（様式第4号）等の作成にあたって、消費税は補助対象経費から除外すること。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、交付事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて算定できる。

ア 消費税法における納税義務者とならない者

イ 免税事業者である者

ウ 簡易課税事業者である者

エ 国もしくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人

オ 国又は地方公共団体の一般会計である法人

カ 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

4. 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

ただし、実績報告書の提出が3月31日以降となることから、業務の期間は、確定検査を含めた清算事務の完了までとする。

5. 応募資格

次の（１）から（５）までの全ての条件を満たす者であること。

- （１）法人格（内国法人）を有していること。
- （２）交付事業の遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。
- （３）交付事業の遂行に必要な経営基盤を有し、交付事業に係る経理に十分な管理能力を有すること。
- （４）個人情報適切に管理する能力・体制を有し、電気事業者と連携・協力して業務を遂行できる者。
- （５）次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者。
 - ② 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者。
 - ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

6. 公募期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月18日（水）まで

7. 応募書類の提出

- （１）応募書類の提出は、郵送、電子メール又は持参の方法による。
なお、持参の場合は、週休日及び祝祭日を除く日の午前9時から午後5時の間に提出すること。
- （２）応募書類は、下表の提出書類一覧表により作成し、提出すること。
- （３）提出した応募書類は返却しない。
- （４）県は、提出された応募書類を慎重に取扱い、応募者の了解なしに応募の内容等を公表しない。
- （５）提出先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県県民生活部中山間・地域振興課 新都市・地域整備班
（電話）086-226-7268
（FAX）086-224-6195
（メール）chusankan@pref.okayama.lg.jp

< 提出書類一覧表 >

種別	提出書類	提出部数
申請書類	・ 様式第1号 応募書 ・ 様式第2号 応募者概要 ・ 様式第3号 事業実施計画書 ・ 様式第4号 事業収支計画書	各1部
添付書類	・ 寄付行為、定款又は商業登記簿謄本 ・ 決算報告書又は財務諸表（過去2年分）	各1部

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理規定（又は資金の管理方法がわかるもの） ・ 会社案内又は事業案内（事業概要が確認できるパンフレット等） ・ その他参考となる資料 	
--	--	--

8. 審査

応募書類の審査は、下記により相対的に評価する。

(1) 補助事業者の体制、能力等の評価

- ① 応募資格を満たしているか。
- ② 交付事業を遂行するために必要な能力を有しているか（財務状況、事業に関する知識、情報管理体制等）。
- ③ 交付事業を円滑に遂行するため、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ④ 交付事業を実施するために必要な関係者等との協働体制を構築できるか。

(2) 事業内容の評価

- ① 「IV. 応募書類様式」の記載内容について、不足がないか。
- ② 実施計画書の内容が、関係法令等に従った内容となっているか。
- ③ 交付事業の実施方法、スケジュールが現実的かつ効率的、効果的に事業を遂行するものとなっているか。

(3) 審査結果の通知

補助事業者を決定した後、応募者に通知する。

なお、補助事業者の決定通知は、令和8年3月下旬を予定している。

(4) その他

応募書類の内容について、ヒアリング等を行うことがある。また、必要に応じて追加説明資料の提出を求めることがある。

9. 補助事業者の義務等

(1) 義務

補助事業者は、以下の記載事項の他、関係法令等の規定を遵守しなければならない。

- ① 交付決定を受けた後に補助事業を中止しようとする場合は、事前に承認を得なければならない。
- ② 交付事業が完了した日から1月を経過した日、又は交付事業が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。ただし、概算払により交付決定の通知をした補助金の額の全額を支出している場合にあっては、実績報告書の提出期限は翌会計年度の4月25日まで又は県が特に必要と認めて繰り下げた日とする。
- ③ 交付事業の経費は、他の事業の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ④ 電気事業者から需要家に関する個人情報等を取得することとなるため、情報管理には特段の注意を払い、交付事業完了後も情報が漏洩することのないよう努めなければならない。また、取得・保有している情報は、第三者に提供してはならない。ただし、交付事業の遂行上必要と認められる場合は、この限りではない。

⑤ 交付事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあるため、これに協力しなければならない。

(2) その他留意事項

① 交付事業終了後の補助金額の確定作業において、帳簿類等の確認ができない場合は補助対象経費の対象外とする。

② 補助事業者が関係法令等に違反する行為をした場合は、補助金の取消、返還、不正内容の公表等を行うことがある。

③ 需要家を保有している新電力事業者がいる場合は、交付事業の実施に当たり交付事業に係る業務が記載された契約書を締結することが望ましい。

10. その他

(1) 令和8年度原子力立地給付金交付対象地域

市町村名（旧市町村名）	交付規則の摘要条項
鏡野町（旧上齋原村）	第9条第1項
鏡野町（旧奥津町）	第9条第3項
鏡野町（旧鏡野町）	第9条第3項
鏡野町（旧富村）	第9条第4項
津山市（旧加茂町）	第9条第1項

Ⅱ. 事業内容

1. 原子力立地給付金交付事業の内容

(1) 概要

原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資することを目的に、電気の消費地が享受する恩恵の一部を生産者に還元するため、電気生産地の住民等の電気料金を実質的に値下げする制度である。

国から、原子力発電施設等周辺地域に該当する本県に対して電源立地地域対策交付金が交付され、この交付金を原子力立地給付金として補助事業者を通じて当該地域の需要家に交付する。

交付事業は、交付要綱に基づき本県が交付決定した補助事業者が実施する。

なお、補助事業者は、電気事業者に事務を委託することができる。

(2) 交付の方法

補助事業者が電気事業者に交付事務を委託した場合、電気事業者は、電気の供給を受ける需要家の電気料金振替口座と同一の預金口座に給付金を振り込む。

ただし、口座振替以外の方法で電気料金を支払っている需要家については、別に指定された金融機関口座への振り込み、郵便振替払出証書又は現金により交付する。

直接交付の場合も、需要家の金融機関口座への振り込み、「郵便振替払出証書」の郵送または現金により交付を行うものとする。

(3) 交付の時期と回数

10月1日（以下「基準日」という。）時点の需要家に対し、概ね10月下旬から翌年の3月31日までの間に交付する。交付する回数は各需要家につき1回とする。

(4) 令和8年度原子力立地給付金交付対象地域

市町村名（旧市町村名）	交付規則の摘要条項
鏡野町（旧上齋原村）	第9条第1項
鏡野町（旧奥津町）	第9条第3項
鏡野町（旧鏡野町）	第9条第3項
鏡野町（旧富村）	第9条第4項
津山市（旧加茂町）	第9条第1項

※一定規模以上の原子力発電供用施設が設置されている市町村およびその周辺市町村が対象となる。

(5) 主な交付要件

毎年、10月1日（「基準日」）に電気事業者との間で電気の需給契約がある需要家が交付の対象となる。

(6) 給付金の限度額

交付規則第9条の規定により算定する。

(7) 給付金額の算定方法

$$\begin{aligned} \text{〈給付金額〉} &= \text{『基準日現在の電灯需要家（契約口数）} \times \text{交付単価} \times 12 \text{月』} \\ &+ \text{『基準日現在の電力需要家（契約kW）} \times \text{交付単価} \times 1/2 \times 12 \text{月』} \end{aligned}$$

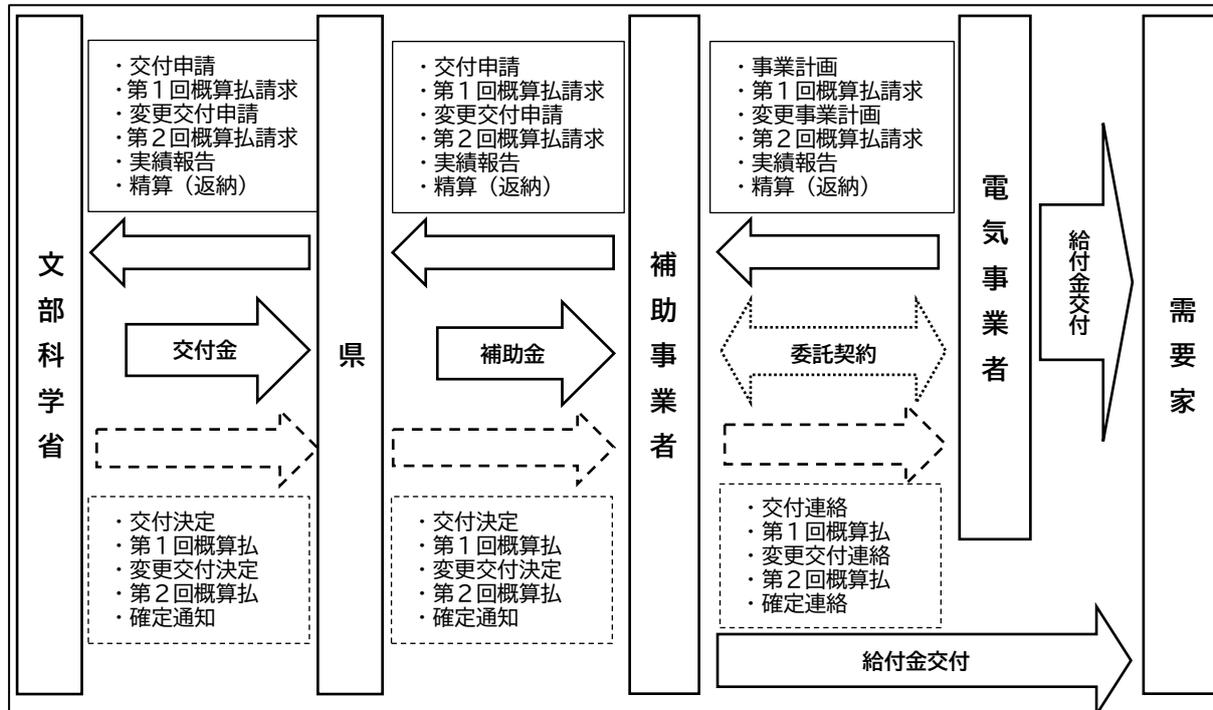
〈市町村別交付単価〉

市町村名（旧市町村名）	交付単価
鏡野町（旧上齋原村）	600円
鏡野町（旧奥津町）	450円
鏡野町（旧鏡野町）	450円
鏡野町（旧富村）	300円
津山市（旧加茂町）	300円

Ⅲ. 業務内容

国の交付規則・運用通達や県の交付要綱等に基づき、適正・円滑な給付金交付事務を行う。
補助事業者の主な業務内容は、次のとおりとする。

<業務の全体像>



1. 交付申請（4月）

(1) 事業計画書の作成

基準日における電灯需要家の契約口数及び電力需要家の契約 kw 数の見込みを電気事業者に照会し、旧市町村別に給付金の支出内訳を取りまとめる。

また、一般事務費（委託費含む。）の計画を取りまとめる。

(2) 交付申請書の提出

関係法令等の改正の有無等に留意し、交付要綱に定める交付申請書及び添付書類により補助金の交付を申請する。

2. 第1回概算払（9月～10月）

(1) 概算払請求書の提出

概算払請求書により、事業計画額（給付金＋一般事務費）を県に請求する。

(2) 概算払の受入

電気事業者に交付事務を委託している場合は、県から補助金を受け入れた後、速やかに電気事業者に概算払を行う。

3. 原子力立地給付金の交付（10月～3月）

(1) 交付単価・対象地域の最終確認

原子力発電施設の新増設や廃炉等の変更事項の有無を確認する。市町村合併等に伴う

交付対象地域の変更の有無を確認する。

(2) 原子力立地給付金の交付

基準日から翌年3月31日までの間に交付対象の需要家に対して原子力立地給付金を交付する。

その他、交付に伴う関係先（県、市町村等）及び需要家からの問い合わせ対応を行う。

4. 変更交付申請（12月～1月）

(1) 事業計画書の変更確認

電灯需要家の契約口数及び電力需要家の契約kw数を電気事業者に照会し、旧市町村別に給付金の支出内訳を取りまとめる。

(2) 変更交付申請書の提出

事業計画に変更がある場合は、関係法令等の改正の有無等に留意し、交付要綱に定める変更交付申請書及び添付書類により補助金の変更交付を申請する。

5. 現地調査（2月～3月）

交付事務を電気事業者に委託している場合は、交付事業の適正な執行状況を確認するため、電気事業者の本店、支店、営業所等で現地調査を実施する。

なお、現地調査には、国又は県が立ち会う場合がある。

<調査内容>

① 総括調査

関係法令等の遵守状況等を総合的に確認する。

② サンプル調査

対象市町村からサンプル需要家を抽出し、交付状況等を確認する。

6. 第2回概算払（1月～2月）

(1) 概算払請求書の提出

概算払請求書により、交付決定額（変更交付決定額）と補助金の受入済額との差額を県に請求する。

(2) 概算払の受入

電気事業者に交付事務を委託している場合は、県から補助金を受け入れた後、速やかに電気事業者に概算払を行う。

7. 実績報告（4月）

(1) 原子力立地給付金及び一般事務費（委託費含む。）について、帳票等により支出内容を精査する。

原子力立地給付金：旧市町村別の単価、需要家数、給付金額等の精査

一般事務費：給付金以外の委託事務経費等の精査

(2) 実績報告書の提出

原子力立地給付金及び一般事務費を取りまとめ、実績報告書を県に提出する。

8. 確定検査（4月）

- （1）交付事務を電気事業者に委託している場合は、電気事業者に対して確定検査を実施する。
- （2）県による補助金の額の確定検査を受ける。

9. 補助金額の確定及び過払補助金の返納（5月以降）

県が補助金の額を確定した結果、補助金の過払いがある場合は、当該過払金額を県に返納する。

また、交付事務を電気事業者に委託している場合は、電気事業者に確定額を通知する。

10. 過年度補助金の返還

過年度に遡及した電力契約の齟齬（契約 kw の変更等）や郵便払出証書の有効期間切れ等があった場合、当該金額について補助金を返還する。

11. 通年業務（適宜）

（1）業務打合せ

補助事業の進捗状況の報告や業務課題等について、県と打合せを行う。

（2）広報等

必要に応じて、需要家向けの原子力立地給付金の案内チラシや、関係自治体向けの市町村広報誌等への掲載原稿を作成する。

また、小売全面自由化後、需要家は電力会社を自由に選べるようになったため、小売電気事業者にスイッチングした需要家に円滑に給付金が交付できるよう周知に努める。

（3）データベースの設計等

交付事業を適切に遂行するため、必要に応じて需要家データベース等の設計及び運用を行う。

（4）情報収集等

① 交付対象市町村の町域の把握

交付対象地域を判定するための情報を関係自治体から入手して町域表示一覧を作成する等、交付対象地域の把握に努める。

② 民営化等による国・県施設の交付判定

国及び県施設の独立行政法人化や指定管理者への移管等の情報把握に努める。

③ 電気事業者の把握

国に登録された小売電気事業者（新電力事業者）及び特定送配電事業者を把握する。

また、必要に応じて、小売電気事業者に対して原子力立地給付事業の説明を行うほか、小売電気事業者とデータ提供に関する契約等を締結する。

④ 交付対象地域での受給契約の確認調査

調査票等により、小売電気事業者及び特定送配電事業者に対し、原子力立地給付金の交付対象地域での需給契約等について調査確認を行う。

同様に、みなし小売電気事業者（9電力会社）の域外供給（旧供給地域外への供給）による交付対象地域での受給契約等について調査確認を行う。

12. その他

(1) 委託契約の締結

交付事業を適正・円滑に実施できるよう、電気事業者と委託契約を締結する。

(2) 課税庁による差押え対応

交付対象の電灯需要家及び電力需要家に税の滞納がある場合、課税当局から給付金の調査及び差押えが行われることがあるため、対応する。

別紙資料1 過去3年間の実績

市町村名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	電灯需要家 (口)	電力需要家 (kW)	電灯需要家 (口)	電力需要家 (kW)	電灯需要家 (口)	電力需要家 (kW)
鏡野町 (旧上齋原村地区)	5,856	17,293	5,808	15,301	5,784	14,130
鏡野町 (旧奥津町地区)	13,560	30,411	13,452	28,585	13,308	28,396
鏡野町 (旧鏡野町地区)	68,256	175,825	68,388	171,187	68,208	170,622
鏡野町 (旧富村地区)	5,748	8,424	5,652	8,424	5,640	8,250
津山市 (旧加茂川町地区)	30,300	47,206	30,120	45,756	29,832	45,179

別紙資料2 岡山県原子力発電供用施設一覧

原子力発電供用施設	所在地	設置者	出力(kW)	着工年月
ウラン濃縮原型プラント	旧上齋原村 (現鏡野町)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	666,666	S61年7月
実用規模カスケード試験装置	旧上齋原村 (現鏡野町)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	466,666	H4年3月

IV. 応募書類様式

様式第1号

文書番号

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原 木 隆 太 殿

住 所

名 称

代表者名

令和8年度岡山県原子力立地給付金交付事業の公募に係る書類の提出について

令和8年度岡山県原子力立地給付金交付事業者の公募について、下記の書類を添えて応募
します。

記

1. 様式第2号 応募者概要
2. 様式第3号 事業実施計画書
3. 様式第4号 事業収支計画書
4. 添付書類
 - (1)
 - (2)
 - (3)
 - (4)

応募者概要

1. 応募者概要

団体名称	
住 所	
事業実施 部 署 名	
担当者名	
電 話	
F A X	
メール アドレス	

2. 実施体制（委託先も含めた実施体制を記載）

岡山県原子力立地給付金交付事業実施計画書

1. 交付対象地域

市町村名（旧市町村名）及び交付規則第9条の適用条項等を記載

2. 交付対象者

- (1) 電灯需要家
- (2) 電力需要家
- (3) 交付対象から除かれる需要家 等を記載

3. 交付金額

- (1) 旧市町村別交付単価
- (2) 給付金額の算定方法 等を記載

4. 交付時期及び交付方法

5. 不交付の場合の措置

交付不能や受領辞退等への対応を記載

6. 個人情報保護に関すること

プライバシーマークの取得の有無、個人情報保護に関する規定等を記載
情報管理体制等について記載

7. 年間業務スケジュール

8. その他

交付事務委託予定先、業務を遂行する上で留意する事項等を記載

岡山県原子力立地給付金交付事業収支計画書

(1) 収入

区 分	内 容	予算額 (円)
県補助金	原子力立地給付金	円
	一般事務費	円
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支出

・原子力立地給付金

区 分	内 容	予算額 (円)	積算内訳
給付金	電灯需要家		別添のとおり
	電力需要家		

・一般事務費

区 分	内 容	予算額 (円)	積算内訳
人件費			
旅費			
会議費			
印刷費			
消耗品費			
通信運搬費・ 配布手数料			
振込・給付金 交付手数料			
事務機・電算 機処理費			
システムプロ グラム開発費			
委託費			
諸経費			
合 計			